

第21期 第9回福岡県内水面漁場管理委員会 次第

- 1 日 時 令和4年11月18日（金） 14:00～
- 2 場 所 福岡市博多区東公園7-7
福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室
- 3 議 題
 - (1) 会長、副会長の選任について（協議）
 - (2) 内水面における区画漁業権の免許について（諮問）
 - (3) うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）
 - (4) 筑後川における第5種共同漁業権に基づくうなぎ種苗特別採捕許可について（協議）
 - (5) 資源管理の状況等の報告について（報告）
 - (6) その他

福岡県内水面漁場管理委員会規程（抜粋）

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この規程は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）その他法令に定める場合を除くほか、福岡県内水面漁場管理委員会の会議等に関し、必要な事項を定める。

（副会長及びその職務）

第2条 委員会に副会長1人を置く。

2 副会長は、委員が互選する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会長等の任期）

第3条 会長及び副会長の任期は2年とし、再任できる。

2 会長及び副会長は、任期が満了の場合においても後任者が就任するまでの間、その職務を行うものとする。

（議 長）

第4条 会議の議長は、会長があたる。

2 会長及び副会長がともに欠けたとき又は会長及び副会長とともに事故があるときの委員会の議長は、会議に出席した委員によって互選された者があたる。

漁業法（抜粋）

第6章 漁業調整委員会等

（構成）

第137条 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。

第8章 内水面漁業

（準用規定）

第173条 第137条第2項から第6項まで、第138条第4項、第140条から第146条まで、第157条、第159条及び第160条の規定は、内水面漁場管理委員会に準用する。この場合において、第144条第1項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは、「これを」と、第159条第2項中「各都道府県の海区の数、海面において漁業を営む者の数及び海岸線の長さを基礎とし、海面」とあるのは「政令で定めるところにより算出される額を均等に交付するほか、各都道府県の内水面組合（水産業協同組合法第十八条第二項の内水面組合をいう。）の組合員の数及び河川の延長を基礎とし、内水面」と読み替えるものとする。

4水第2694号
令和4年11月9日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局水産振興課)



内水面における区画漁業権の免許について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第70条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

令和4年8月17日付けで、福岡県内水面漁場計画を定めて公示したところ、別添一覧のとおり免許申請があったので、貴委員会の意見を求めます。



福岡県内水面 区画漁業権一覧表(令和5年1月1日から令和9年12月31日まで)

番号	漁業の種類	養殖対象水産生物	漁場の区域	漁場の位置	類似漁業権	漁業法第71条第1項各号の非該当				備考
						1	2	3	4	
内区第1号	第一種区画漁業	すいぜんじのり	黄金川の一部	朝倉市永永6023-2 外	○	○	○	○		
内区第2号	第一種区画漁業	すいぜんじのり	黄金川の一部	朝倉市永永6023-4 外	○	○	○	○		
内区第3号	第二種区画漁業	こい・ふな	水石谷池の全水域	筑紫野市天祥坂6丁目2-1	○	○	○	○		
内区第4号	第二種区画漁業	こい・ふな	狐谷池の全水域	筑紫野市天祥坂1丁目5-1	○	○	○	○		
内区第5号	第二種区画漁業	こい・ふな	原口池の全水域	筑紫野市塔原西2丁目555-1 外	○	○	○	○		
内区第6号	第二種区画漁業	こい・ふな	鶴田池の全水域	筑紫野市塔原西1丁目957-2	○	○	○	○	申請なし	
内区第7号	第二種区画漁業	にしきごい	青木原池の全水域	宗像市村山田1400-1	○	○	○	○		
内区第8号	第二種区画漁業	にしきごい	蓮池の全水域	宗像市日の里5丁目2-4	○	○	○	○		
内区第9号	第二種区画漁業	にしきごい	錦谷池の全水域	古賀市薦野197	○	○	○	○		
内区第10号	第二種区画漁業	にしきごい	小野池の全水域	古賀市薦野282	○	○	○	○		
内区第11号	第二種区画漁業	にしきごい	山ノ神池の全水域	古賀市薦野345 外	○	○	○	○		
内区第12号	第二種区画漁業	こい	整理池の全水域	糸島市大字井原2250	○	○	○	○	申請なし	
内区第13号	第二種区画漁業	にしきごい	新池の全水域	糸島市大字山北415	○	○	○	○		
内区第14号	第二種区画漁業	にしきごい	山北池の全水域	糸島市大字山北289	○	○	○	○		
内区第15号	第二種区画漁業	にしきごい	井田池の全水域	糸島市大字山北259-1	○	○	○	○		
内区第16号	第二種区画漁業	にしきごい	一築区池の全水域	福津市本木866-1	○	○	○	○		
内区第17号	第二種区画漁業	にしきごい	小越池の全水域	福津市本木5-1	○	○	○	○		
内区第18号	第二種区画漁業	にしきごい	金江池の全水域	福津市本木71-1	新規	○	○	○		
内区第19号	第二種区画漁業	にしきごい	鳴水池の全水域	宮若市山口4623-1	○	○	○	○		
内区第20号	第二種区画漁業	にしきごい	大原溜池の全水域	田川郡福智町伊方484-1	○	○	○	○		
内区第21号	第二種区画漁業	にしきごい	朝倉溜池の全水域	田川郡福智町伊方476	○	○	○	○		

免許をしない場合

漁業法第71条第1項	次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は免許をしない。
1	申請者が次条(法72条)に規定する適格性を有する者でないとき。
2	海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があったとき。
3	その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
4	免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

適格性

漁業法第72条第1項	個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
1	漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き継ぎ遵守する者が見込まれない者であること。
2	暴力団員等であること。
3	法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうち前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
4	暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

4水第2853号
令和4年11月9日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局水産振興課)



うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)

福岡県漁業調整規則 (令和2年福岡県規則第62号) 第11条第3項の規定により下記のことについて諮問します。

記

うなぎ稚魚漁業許可に係る制限措置及び申請すべき期間を別紙のとおり定め、公示します。



福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第4条第1項第1号に掲げるうなぎ稚魚漁業につき、同規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可をすべき漁業者の数とその他の制限措置

漁業種類	漁業を営む者の資格		操業区域	漁業時期	漁業者の数
うなぎ稚魚漁業	内水面漁業の振興に関する法律に基づくうなぎ養殖業の許可受給者のうち、にほんうなぎの池入割当量を有する者（以下、養鰻業者という。）。ただし、500平方メートル以上の養鰻池を有する者に限る。	別記の筑前地区に養殖場の所在地がある者	筑前海区及び同海区に流入する河川	2月1日から4月30日まで	5
	養鰻業者。ただし、500平方メートル以上の養鰻池を有する者に限る。	別記の豊前地区に養殖場の所在地がある者			7
	養鰻業者又は福岡県養鰻漁業協同組合と供給契約を締結している者	別記の豊前地区に住所がある者			3

	養鰻業者。ただし、500平方メートル以上の養鰻池を有する者に限る。	別記の有明地区に養殖場の所在地がある者	福岡県有明海区及び同海区に流入する河川(筑後川を除く。)		7
--	-----------------------------------	---------------------	------------------------------	--	---

2 許可を申請すべき期間

令和4年11月18日から令和4年12月23日まで

別記

筑前地区：福岡市、北九州市(筑前海に面した地区)、直方市、飯塚市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、宮若市、嘉麻市、那珂川市、糟屋郡、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡

豊前地区：北九州市(豊前海に面した地区)、田川市、行橋市、豊前市、田川郡、京都郡、築上郡

有明地区：大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡

漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について（区画漁業）

【資源管理の状況等の報告】

- ・ 漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について県知事に報告する義務（漁業法第90条第1項）
- ・ 県知事は報告を受けた事項について必要な報告をする（漁業法第90条第2項）
- ・ 県は資源管理の状況等の報告や聞き取り調査等により適切かつ有効に漁場を活用しているか確認。

報告の内容 (漁業法施行規則第28条)
1 漁業権の種類及び免許番号 2 報告の対象となる期間 3 漁場の活用状況 ※該当するもののみ抜粋

【区画漁業の種類】（漁業法第60条）

第一種区画漁業	一定の区域内において石、瓦、竹、木その他の物を敷設して営む養殖業
第二種区画漁業	土、石、竹、木その他の物によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業

漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告について（共同漁業）

【資源管理の状況等の報告】

- ・ 漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について県知事に報告する義務（漁業法第 90 条第 1 項）
- ・ 県知事は報告を受けた事項について、内水面漁場管理委員会に対し、必要な報告をする（漁業法第 90 条第 2 項）
- ・ 県は資源管理の状況等の報告や聞き取り調査等により、適切かつ有効に漁場を活用しているか確認。
- ・ 内水面共同漁業は、漁獲実績のほか増殖事業や遊漁者の利用などを考慮し、総合的に活用状況を判断。

報告の内容 (漁業法施行規則第 28 条)
1 漁業権の種類及び免許番号
2 報告の対象となる期間
3 資源管理に関する取組の実施状況
4 漁場の活用状況
5 組合員行使権者数及び行使権の行使状況
※該当するもののみ抜粋

【共同漁業の種類】（漁業法第 60 条）

第一種共同漁業	藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業
第五種共同漁業	内水面において営む漁業であって、第一種共同漁業以外のもの